

令和7年4月1日改訂



# さわやか海老名



「快適に暮らせるまち  
自然に優しいまち」



海老名市 まちづくり部 下水道課

## はじめに

海老名市では市民の皆様に清潔で快適な環境で生活していた  
だくため、公共下水道の整備を積極的に進めています。

公共下水道の整備が完了した区域では公共下水道に直結する  
水洗トイレを使用できるようになり、また台所や浴室・洗濯の  
汚水も公共下水道に流すことができます。そのため、河川や海  
もきれいに保たれます。

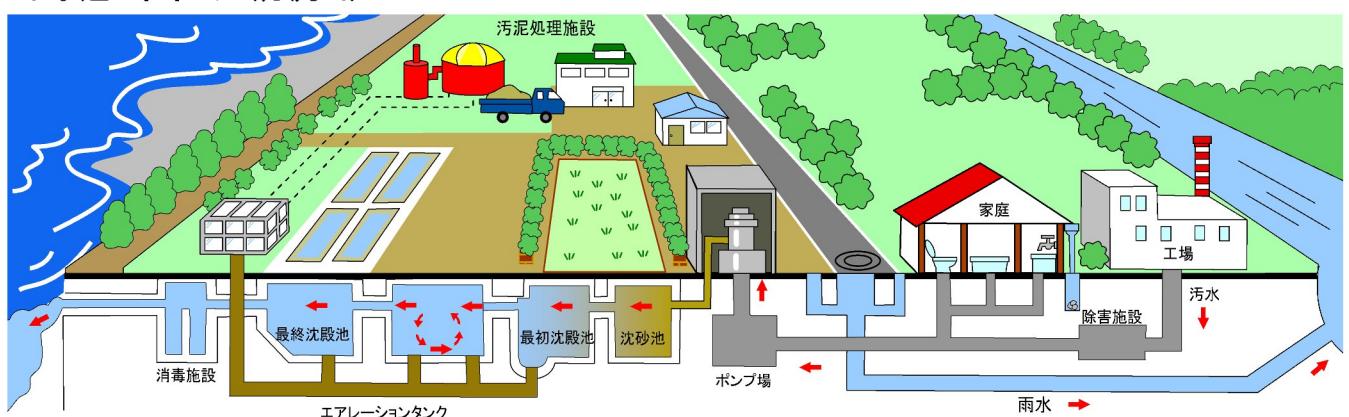
しかし、皆様に使用していただかなければ「真の公共下水道  
の整備」にはなりません。公共下水道の施設は皆様に使用して  
いただきて使命を果たすものです。

このパンフレットは、皆様に一日も早く水洗化工事を行って  
いたくため、工事内容や費用、助成・貸付制度などについて  
説明したものです。

## もくじ

- 1 水洗化しましょう…………… 1
- 2 公共下水道が整備されたら必ず水洗化工事を… 2
- 3 水洗化工事の申込みと施工…………… 3
- 4 水洗化工事の例など…………… 4
- 5 助成金・貸付金制度…………… 5 ~ 8
- 6 受益者負担金及び受益者分担金…………… 9 ~ 12
- 7 下水道使用料…………… 13
- 8 正しい使い方…………… 14

## 下水道の仕組み（分流式）



# 水洗化しましょう

公共下水道が整備され、下水道処理場で下水の処理ができるようになった区域を「処理区域」といいます。公共下水道の使用ができるようになりますと対象区域の住民の方には、供用開始の日を通知します。

処理区域となったご家庭では、くみ取り便所は水洗トイレに、し尿浄化槽は廃止して公共下水道に直接放流していただき、また台所、浴室も公共下水道につないでいただきます。

このような改造をこのパンフレットでは「水洗化」といいます。

## 公共下水道と排水設備

公共下水道は、家庭等からの汚水を排除し処理するための施設で公共下水管から宅地内の官民境界に設置する公共ますまでをいい、市が設置し管理する部分です。

排水設備は、水洗便所、浴室、台所など家庭等からの汚水を公共下水道（公共ます）までつなぐ宅地内の下水道施設のことをいい、個人が設置し管理する部分です。

## 公共ます（接続ます）

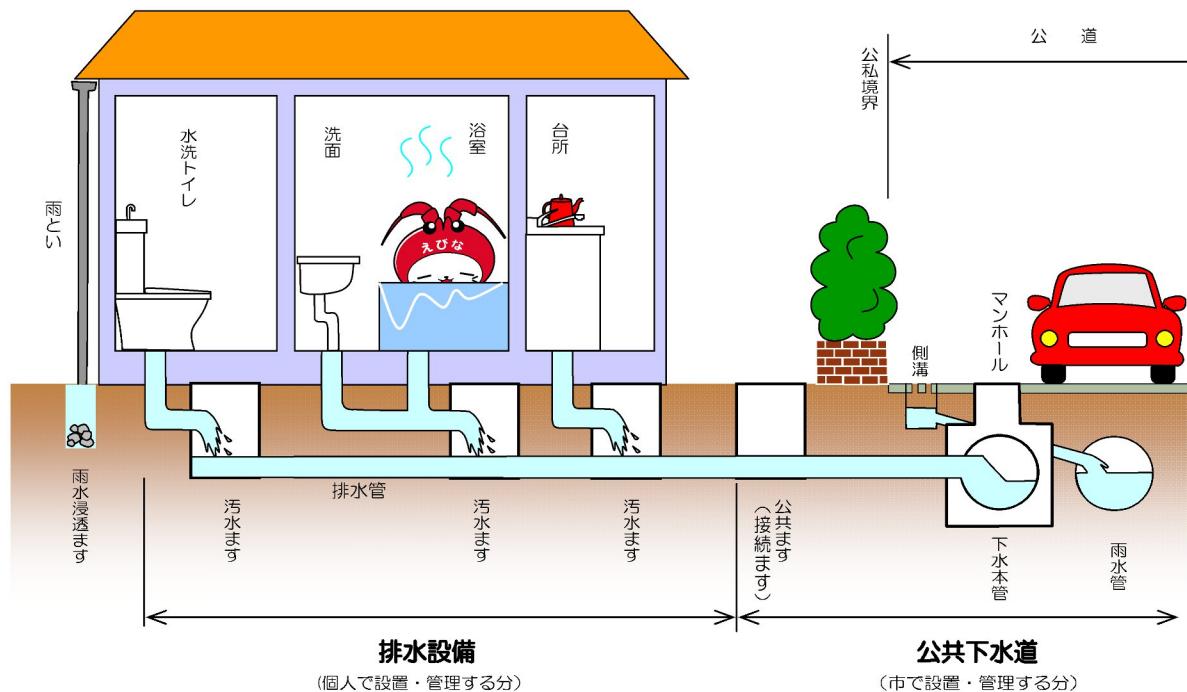
公道に布設した公共下水道と各家庭の排水設備とを接続するために設置し、海老名市が管理する施設です。

## 排水設備の設置例（分流式）

《分 流 式》・・・汚水と雨水を別々に流す方式。海老名市の下水道は分流式になっていますので、**雨水は接続できません**。雨水は雨どい浸透ます等、宅地内で浸透処理をしていただきます。

《工場、事業所》・・・除害施設が必要になる場合があります。

### 設置例（分流式）



## 公共下水道が整備されたら必ず水洗化工事を

お住まいの地域が処理区域になりますと以下のことが義務付けられます。

<p><b>くみ取り式便所は 3年以内に 水洗トイレに</b></p>	<p>建物の所有者は、くみ取り便所を3年以内に公共下水道に連結された水洗トイレに改造しなくてはなりません。(下水道法第11条の3)</p>
<p><b>排水設備の接続は 遅滞無くすみやかに</b></p>	<p><b>し尿浄化槽は直接放流式に</b></p> <p>し尿浄化槽は必要なくなります。そのままですと公衆衛生上好ましくないので、し尿浄化槽を廃止し、公共下水道に直接放流してください。 (下水道法第10条)</p> <p><b>台所・浴室からの汚水を公共下水道へ</b></p> <p>台所・浴室からの汚水を公共下水道に放流するための排水設備を設置しなくてはなりません。 (下水道法第10条)</p> <p><b>工場・事業場は1年内に</b></p> <p>工場・事業場にあっては、1年内に水洗化してください。</p>

### ● 排水設備は建物の所有者が設置

排水設備の工事は建物の所有者に義務付けられています。ただし、借家人など土地や建物の所有者以外でも建物の所有者などの同意があれば排水設備の工事を行うことができます。

※期限内に排水設備の工事を行わない場合は、法律により罰せられることがあります。

市内在住、石黒路代さんによる  
デザインマンホール蓋



公募により応募された作品、56点の中から選ばれたデザインです。

市章を中心に、市の花「さつき」、市の木「つげ」と、相模國分寺七重塔が描かれ、その周りを汚水が浄化されながら雲になっていくデザインになっています。

現在、このデザインマンホール蓋を掲載した、マンホールカードを配布しています。



## 水洗化工事の申込みと施工

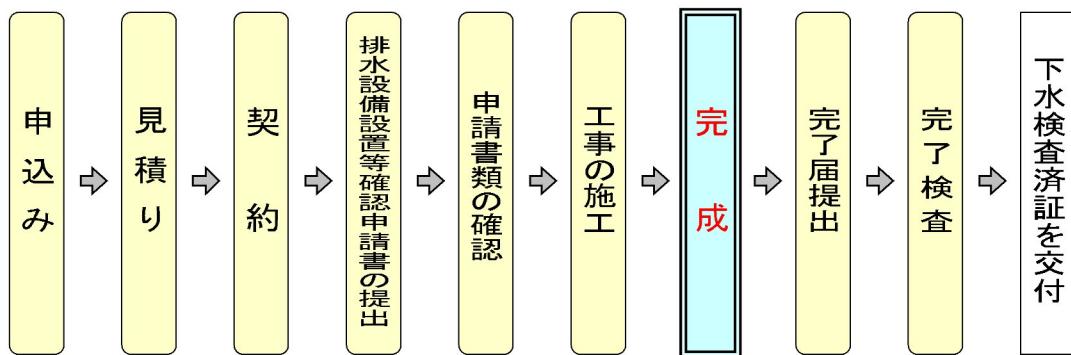
### ● 工事は必ず「指定下水道工事店」で

海老名市では試験に合格した排水設備工事責任技術者がいることなど指定の条件を満たし、市の指定を受けた指定下水道工事店でなければ水洗化工事をすることができません。

### ● 契約の内容はよく確かめて

水洗化工事は、排水管を通す場所などの工事の方法や手順などを指定下水道工事店と十分話し合って見積書や申請書類などをよく確かめて、支払い方法（貸付制度利用・一括払い）を決定してから契約してください。なお、市に対する申請書類（排水設備設置等確認申請書、水洗便所改造等資金貸付あっ旋申請書など）の手続き方法については指定下水道工事店にご相談ください。

### ● 排水設備工事の手順



- 依頼者は指定下水道工事店に申し込みます。  
※工事店によっては見積もりが有料の場合がありますので、事前に確認してください。
- 指定下水道工事店は、市に工事の申請書類を提出します。
- 市は申請書をもとに設計内容や工事が適正であるかどうかを確認します。
- 指定下水道工事店は、くみ取り便所の場合市に、し尿浄化槽の場合業者にくみ取りの手配をし、工事に着手します。  
※工事に要する日数は、一般住宅の場合1~2日ぐらいで、そのうちトイレが使えないのは半日ぐらいです。
- 指定下水道工事店は設備が完成後、市に完了届を提出します。
- 工事が完了すると、市の職員が完了検査をします。
- 検査に合格すると図のような検査済証を交付します。



#### 無断工事にご注意！



指定下水道工事店以外の業者が工事をしたものは、市の基準に適合しない粗悪な工事がみられることがあります。その場合工事をやり直していただくことになります。

また、助成や貸付制度の適用を受けることができないので注意してください。

## 水洗化工事の例など

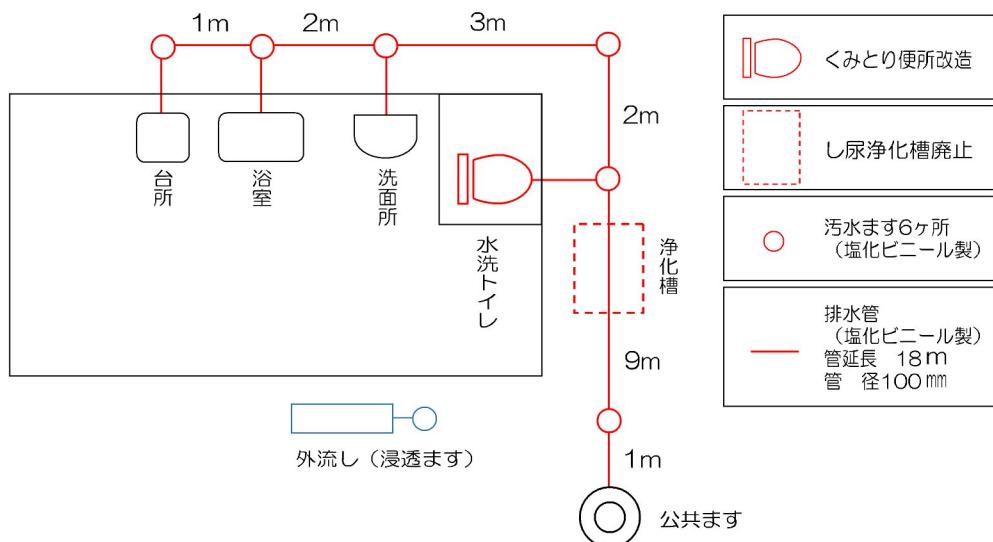
工事は、使用している便器によってくみ取り便所改造工事とし尿浄化槽廃止工事に分けられます。工事費用は水洗トイレの種類、家屋や敷地の状況などによって異なります。

次は参考として標準的家屋の一例を示したものです。

くみ取り便所改造工事例	し尿浄化槽廃止工事例
便所改造工事一式 • し尿の全量くみとり • 水洗便器取付工事 給水工事一式	し尿浄化槽廃止工事 • 汚でいの全量くみとり • 消毒、山砂などによるうめもどし • 净化槽上部取りこわし
排水管の新設工事（排水管 18m）	
新設ます工事（汚水ます 6ヶ所）	
*この他、大工工事、場合によつては電気工事などが必要になります。	*便器やタンクなどは、そのまま使えます。

### 設置例

赤色部分が工事箇所



## 助成金・貸付金制度

市では供用開始区域内の排水設備設置促進、水洗トイレの普及をはかるため、助成金制度と工事資金の貸付あつ旋制度を設けています。

### ● 助成金制度

#### 水洗便所改造等助成金

所定の期間内に、水洗化工事（くみ取り便所を水洗トイレに改造したり、し尿浄化槽を廃止し、排水設備を設置）をされた方に対して交付されます。

#### 助成を受けられる要件

- (1) 市内に居住し、自らの日常生活に供する方。
- (2) 市税及び下水道事業受益者負担金・分担金を滞納していないこと。
- (3) 官公署、公社その他の法人でないこと。
- (4) 市が私道に布設した公共下水道を使用する者でないこと。また、私道内排水設備の助成を受ける者でないこと。
- (5) 供用開始後、3年以内に水洗化工事をする方。
- (6) 海老名市暴力団排除条例に定められた暴力団員等でない方。

助成額	建物1棟につき30,000円以内 (分譲マンション等の場合は、お問い合わせください。)
-----	--

申請時に必要な書類…完了検査に合格後、申請していただきます。

- ・水洗便所改造等助成申請書
- ・市税等納付状況の照会に係る確認同意書

### ● 貸付あつ旋制度

#### 水洗便所改造等資金貸付あつ旋

所定の期間内に工事をされる方には、市が金融機関に貸付のあつ旋をすることによって、必要な資金を借り入れることができます。

#### 貸付を受けられる要件

- (1) 市内に居住し、資金の償還能力を有すること。
- (2) 連帯保証人をたてることができること。
- (3) 市税及び下水道事業受益者負担金・分担金を滞納していないこと。
- (4) 供用開始後、3年以内に申請書を提出される方。
- (5) 海老名市暴力団排除条例に定められた暴力団員等でない方。

※ 【注意】 書類審査により、融資が受けられない場合があります。

## 貸付あつ旋の種類

種類	第1種融資	第2種融資
対象	家屋の所有者が自らの日常生活に供することを主たる目的とする排水設備の設置及び水洗化に要する資金の貸付	第1種以外の貸付 (例) 貸家・アパート <b>※法人の建物、新築増改築によるトイレの設置・変更などは対象外です。</b>
貸付額	120万円以内 <small>注1</small>	200万円以内 <small>注1</small>
償還期間 及び 償還方法	元金均等償還方式 50万円以下 ・・・ 36月以内 50万円を超える場合 ・・・ 60月以内 ※ 月々の償還金に100円未満の端数があるときは 最初の償還金に合算いたします。	
利息	無利子 <small>注2</small> 市が利息を補給しますので 結果的に無利子となります。	借受人が負担
連帯保証人	1名	2名  海老名市及び海老名市に近接する市町に住み独立の生計を営む市税の納税義務者であること。 ※ 収入が無い方、扶養されている方などは保証人になれません。 ※ 連帯保証人になる方の条件は金融機関によって異なる場合があります。

**注1** 工事費のうち以下のものは貸付額から除かれます。

- ア) 大工工事、タイル工事、トイレの床の張り替え。
- イ) 水洗トイレの改造に関係ない給水工事。
- ウ) 植木、庭石などの移動その他の特殊工事。

**注2** 返済の途中で滞納があった場合の延滞利息は借受人に負担していただきます。

**申請時に必要な書類**…工事依頼の際に（着工前）工事店を通して申請していただきます。

- ・水洗便所改造等資金貸付あつ旋申請書 申込者・連帯保証人連署
- ・市税等納付状況の照会に係る確認同意書 申込者・連帯保証人連署
- ・印鑑証明書 申込者・連帯保証人各1通

※ 保証人が近接する市町の場合は、**住民票、所得証明書及び納税証明書**を添付していただきます。

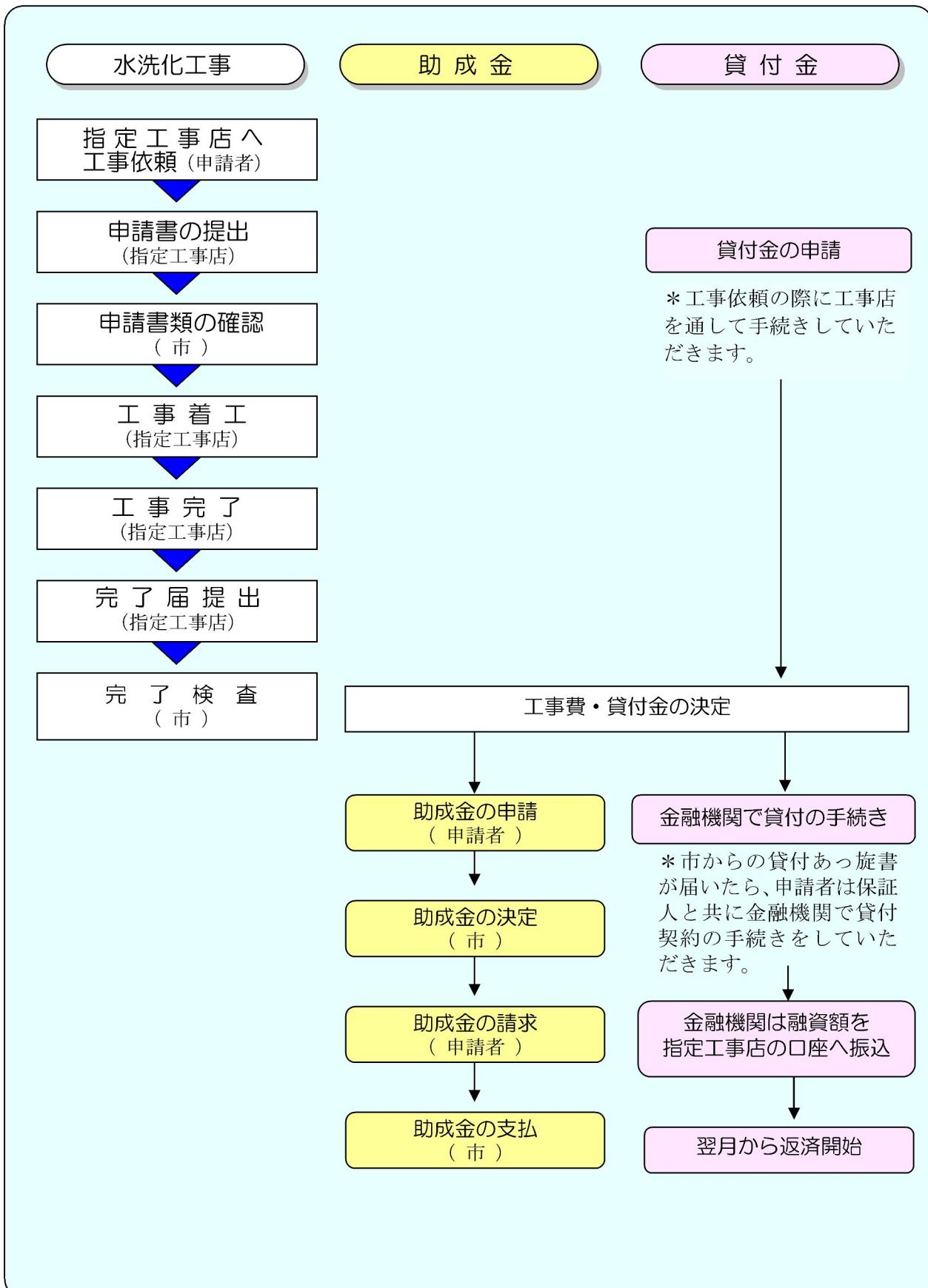
近接する市町…厚木市、座間市、大和市、綾瀬市、藤沢市、寒川町

印鑑証明書は金融機関との貸付契約時にも1通ずつ必要になります。  
3ヶ月を経過した印鑑証明書は無効となり、取り直しとなります

### 市があつ旋する金融機関

りそな銀行	海老名支店	横浜信用金庫	海老名支店
横浜銀行	海老名駅前支店	横浜信用金庫	さがみ野支店
横浜銀行	海老名支店	平塚信用金庫	海老名支店
横浜銀行	さがみ野支店	城南信用金庫	海老名支店
横浜銀行	南海老名支店	さがみ農協	海老名支店
スルガ銀行	海老名支店	さがみ農協	有馬支店
きらぼし銀行	海老名支店		
きらぼし銀行	さがみ野支店		
静岡中央銀行	厚木支店		( 順不同 )

## ● 助成金・貸付金手続きのながれ



## 受益者負担金及び受益者分担金

### ● 受益者負担金制度

公共事業は、その受益が広く一般市民に及ぶため、その財源は主に税金（都市計画税など）によって賄われます。しかし、下水道事業のように、特定の者に対してのみ利益が生じる事業があります。このようなとき、下水道が整備され当該利益を受ける者に対し、その利益の範囲内で事業費の一部を負担していただくことにより、負担の均衡を図ろうという考え方から、**下水道事業受益者負担金制度**を採用しました。

対象者は、**市街化区域で下水道への接続が可能となる土地の所有者又は権利者等で、受益者負担金を負担**していただきます。海老名市は、負担区制をとり賦課させていただいています。

### ● 負担金を前納すると報奨金制度が適用されます

12 納期（3年間）に分割された負担金を4納期以上まとめて納付すると、つぎの表に定めた報奨金が交付されます。ただし、納める年度の第1納期分は報奨金の対象から除きます。

また、負担金額が 100 万円をこえるときは、こえた部分については報奨金の対象としません。未納がある場合は交付されません。

納期前に納付した納期数	3	4	5	6	7	8	9	10	11
報奨金交付率 (前納額に対する割合)	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.11	0.13	0.15

（例）負担金総額 44,950 円で、第1納期が 3,810 円、第2納期から第12納期までが各納期 3,740 円のとき第1納期に全額納めると報奨金は

$3,740 \text{ 円} \times 11 \text{ 期} \times 0.15 = 6,171 \text{ 円}$ です。

また、第1納期に 1 年分（4期分）納めると報奨金は

$3,740 \text{ 円} \times 3 \text{ 期} \times 0.04 = 448 \text{ 円}$ （端数切捨て）です。

## ● 受益者分担金制度

下水道事業は、道路や公園など広く一般市民に受益が及ぶ公共事業とは異なり、特定の者に対してのみ利益が生じる事業であります。このように下水道が整備されることで、当該利益を受けるものに対し、その利益の範囲内で事業の一部を負担していただくことにより、負担の均衡を図ろうという考え方から、**下水道事業受益者分担金制度**を採用しました。

対象者は、**市街化調整区域で下水道への接続が可能となる土地の所有者又は権利者等で、受益者分担金を負担**していただきます。

## ● 分担金計算方法

分担金は1m<sup>2</sup>あたり800円で計算します。（1宅地等）

土地面積 × 800円

※単価については、市街化区域の単位負担金額に都市計画税相当分を加算しています。

※算出する際の1宅地等の面積の上限は300m<sup>2</sup>まで。賦課限度額は240,000円です。

### 計算例

200m<sup>2</sup>の場合 → 200m<sup>2</sup> × 800円 = 160,000円

500m<sup>2</sup>の場合 → 500m<sup>2</sup> × 800円 = 400,000円（※）

※ただし、300m<sup>2</sup>(240,000円)が上限となるため、240,000円を超えた場合は

240,000円が分担金賦課決定金額となります。

## ○ 負担金・分担金 納付方法

申告書を提出後に賦課決定され、納付通知書は毎年6月に送付します。

※一括納付も可能です。

### 【負担金】

1～3年目	各年度の納期
第1期	6月30日
第2期	8月31日
第3期	10月31日
第4期	1月31日

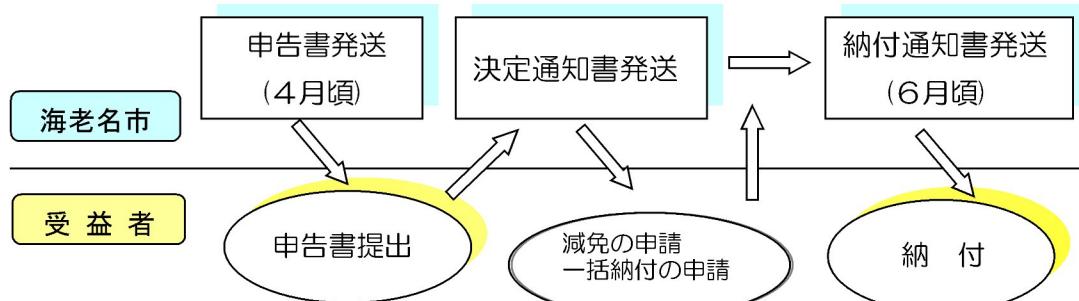
3年間12期（各年4回納期）  
納付していただきます。

### 【分担金】

1～5年目	各年度の納期
第1期	6月30日
第2期	8月31日
第3期	10月31日
第4期	1月31日

5年間20期（各年4回納期）  
納付していただきます。

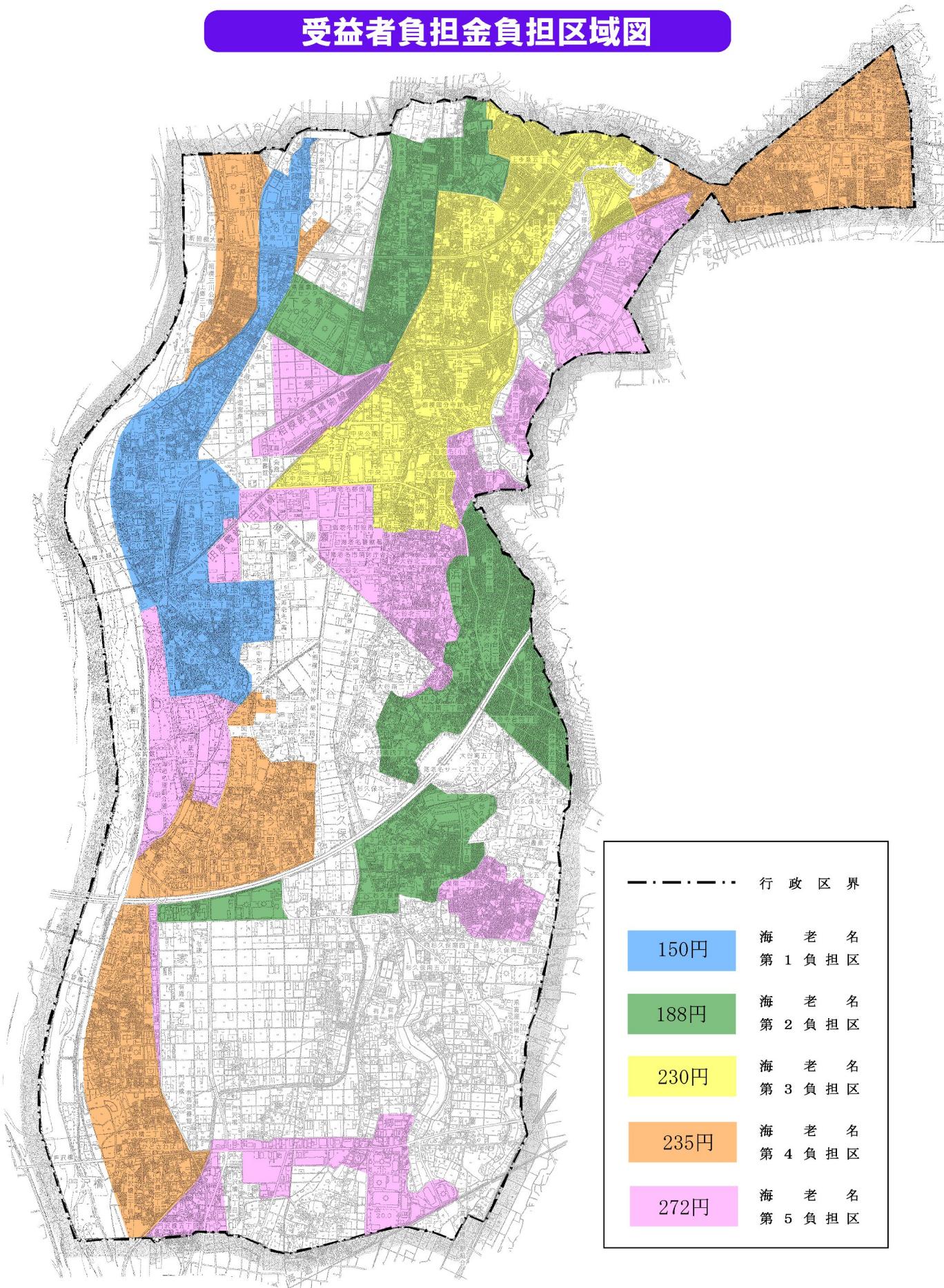
## ○ 納付までの流れ



## ● 負担区及び単位負担区額

負担区名	区 域	面 積	告 示 日	単位負担金額 (㎡当たり)
第1負担区	・下今泉一～四丁目の各一部 ・上郷一丁目と二丁目の各一部 ・河原口一～四丁目と五丁目の各一部 ・さつき町 ・中新田三丁目と一、二、四丁目の各一部	199.50ha	昭和52年11月10日	150円
第2負担区	・上今泉二丁目と三、四丁目の各一部 ・国分北一丁目・泉 ・国分寺台・浜田町の各一部 ・大谷北四丁目の各一部 ・大谷南二～四丁目の各一部 ・杉久保北二丁目と三、四丁目の各一部 ・杉久保南一、二丁目の各一部 ・今里の各一部・上河内の各一部・社家の各一部	296.92ha	昭和56年4月1日	188円
第3負担区	・上今泉一、五丁目と六丁目の各一部 ・柏ヶ谷一、六丁目の各一部 ・国分北二丁目と三、四丁目の各一部 ・国分南一、二丁目と三丁目の各一部 ・中央一、三丁目と二丁目の各一部 ・勝瀬の各一部	234.02ha	昭和61年3月1日	230円
第4負担区	・東柏ヶ谷・柏ヶ谷一、二丁目の各一部 ・下今泉一、二、五丁目の各一部 ・上郷二～四丁目の各一部 ・中新田四丁目の各一部 ・今里三丁目と一、二丁目の各一部 ・社家の各一部 ・中野一丁目と二丁目の各一部 ・門沢橋二～四丁目と六丁目の各一部	362.11ha	平成元年3月1日	235円
第5負担区	・扇町・めぐみ町 ・柏ヶ谷三、四丁目と一、二、五丁目の各一部 ・望地の各一部・国分南三、四丁目の各一部 ・勝瀬の各一部・浜田町の各一部 ・大谷北一～三丁目と四丁目の各一部 ・大谷南二、三丁目の各一部 ・杉久保北四、五丁目の各一部 ・杉久保南二～四丁目の各一部 ・河原口五、六丁目の各一部 ・中新田二、四、五丁目の各一部 ・社家の各一部・中野二丁目の各一部 ・本郷の各一部 ・門沢橋五丁目と一丁目、六丁目の各一部 ・中央四、五丁目と二、三丁目の各一部	386.05ha	平成7年3月1日	272円

## 受益者負担金負担区域図



## 下水道使用料

本市の公共下水道使用料は、昭和53年5月1日の供用及び処理開始に合わせ、昭和53年度から徴収を始めました。

この使用料は下水管の清掃等の維持管理費及び相模川流域関連公共下水道の終末処理場を使用する負担金などの費用が含まれております。

平成15年度から下水道使用料は、水道料金と一緒に納付していただいております。

### 下水道使用料速算表(2か月分)

令和4年4月1日改定(消費税抜き)

区分	排水量	単価 (円/m <sup>3</sup> )	速算控除額(円)
一般汚水	基本使用料 16m <sup>3</sup> 以下の分	1,428	-
	16m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> までの分	90	12
	60m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの分	103	792
	100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> までの分	117	2,192
	200m <sup>3</sup> を超え 600m <sup>3</sup> までの分	130	4,792
	600m <sup>3</sup> を超え 2,000m <sup>3</sup> までの分	143	12,592
	2,000m <sup>3</sup> を超え 10,000m <sup>3</sup> までの分	157	40,592
	10,000m <sup>3</sup> を超え 20,000m <sup>3</sup> までの分	171	180,592
	20,000m <sup>3</sup> を超えるもの	198	720,592
	排水量1m <sup>3</sup> につき	8	-
浴場汚水			

### 下水道使用料計算例 (2か月で40m<sup>3</sup>排出した場合)

#### 〔計算方法〕

$$\text{基本使用料 (16m}^3\text{以下の分)} = 1,428\text{円}$$

$$\text{16m}^3\text{を超え } 40\text{m}^3\text{までの分} \quad 90\text{円} \times (40\text{m}^3 - 16\text{m}^3) = 2,160\text{円}$$

$$\text{小計} = 3,588\text{円}$$

$$\text{消費税} \quad 3,588\text{円} \times 10\% = 358\text{円}$$

$$\text{合計} = 3,946\text{円}$$

(小数点以下切捨て)

#### 〔速算控除額を使用した場合〕

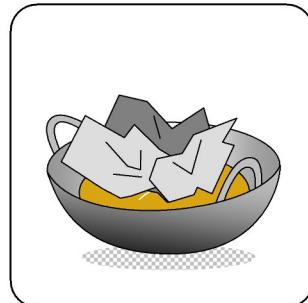
$$40\text{m}^3 \times 90\text{円} - 12\text{円} = 3,588\text{円}$$

$$3,588\text{円} \times 1.10 \text{ (消費税)} = 3,946\text{円} \text{ (小数点以下切捨て)}$$

## 正しい使い方

終末処理場や公共下水管及び家庭の排水設備の維持管理に支障をきたさないよう、次のことに留意され正しく利用してください。

- 1 家庭での廃天ぷら油等は流さず、使用済み食用油として（植物油のみ）資源分別回収に出すか、新聞紙等に吸着させて可燃ごみとして処理してください。

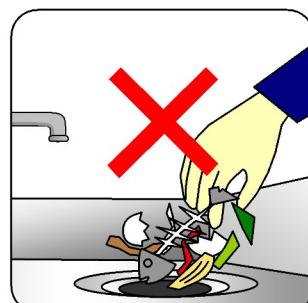


- 2 台所の野菜くず及びゴミ等は流さず、目ざら・金網などを設置して別途処理してください。

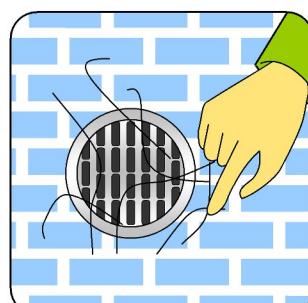


- 3 ディスポーザー（生ゴミ粉碎機）の単体のみ（排水処理槽に接続されていないもの）のご使用はやめてください。

※ただし、排水処理槽を有するディスポーザーで終末処理場や公共下水管等に支障をきたさないと認められるもので国土交通大臣等が建築基準法の配管設備として認定されたもの又は市が認めたものを設置する場合は、この限りでない。



- 4 風呂・洗たく等の排水口に目ざら等を設置して、毛髪等を除去し別途処理してください。



- 5 トイレットペーパー以外の紙や衛生紙綿、オムツ、たばこの吸殻等はトイレに流さないでください。



## 下水道に関するお問い合わせは・・・

・下水道の経営	経 営 係 046-235-9617（直通）
・下水道使用料 ・受益者負担金・分担金 ・水洗化工事 ・助成・貸付あつ旋制度 ・私道下水道布設	業 務 係 046-235-9618（直通）
・下水道の整備維持管理 ・公共汚水ますから下水本管までの詰まり	管路施設係 046-235-9619（直通）

海老名市役所まちづくり部下水道課

〒243-0492  
海老名市勝瀬175番地の1  
TEL046-231-2111（代表）